

仕 様 書

1. 委託業務名

下関市・釜山広域市姉妹都市締結 50 周年記念行事開催委託業務

2. 業務の目的

本業務は、本市が令和 8 年に下関市と大韓民国釜山広域市と姉妹都市締結 50 周年を迎えることを記念して、記念式典をはじめとした行事を開催するものである。

3. 委託期間

契約締結日から令和 8 年 12 月 25 日（金）まで

4. 業務実施期間

下関での受入：令和 8 年 8 月 12 日（水）～14 日（金）（予定）

釜山広域市への訪問：令和 8 年 11 月 6 日（金）～8 日（日）（予定）

5. 日程表

別紙 日程表（案）のとおり

6. 業務内容

（1）記念式典及びレセプションに関すること

日時：令和 8 年 8 月 12 日（水）午後 6 時から午後 8 時（予定）

場所：シーモールパレス エメラルドの間

参加予定人数：120 名（予定）

会場の形態：着座形式（1 テーブルに 7 名程度着席）

① 会場の運営・管理

- ・会場の手配（エメラルドの間、控室としてぼたんの間）
- ・記念式典及びレセプションの企画、制作
- ・会場内の装花（ステージ壺花、メインテーブル卓上装花）
- ・スタンド式マイク（司会、通訳、舞台各 1）の手配
- ・プロジェクター及びスクリーンの手配、ビデオメッセージの上映（3 分程度）
- ・その他、看板、舞台、リボン等式典及びレセプションに必要な物品の手配

② 会場での食事の手配（指定金額：1 人 8,000 円）

※ 100 人分は出席者から会費により負担、20 人分は市が負担する。見積り額は、20 人分の額とする。

③司会者の手配

記念式典及びレセプションで司会者（日本語）を1名手配すること。

④通訳者の手配（指定金額）

（ア）日韓及び韓日通訳者（プロ）

（指定金額：55,000円（消費税、源泉徴収税引き前の金額））

行事で必要な逐次通訳者を手配すること。

8月12日（水）1名

8月13日（木）1名

（イ）レセプションテーブル通訳（指定金額：1人あたり10,000円）

8月12日（水）3名 夕方

⑤能楽公演の手配（指定金額：200,000円）

- ・記念式典及びレセプションでの能楽の公演を手配すること。
- ・公演は、6分程度とする。

⑥記念品手配（指定金額）

記念式典及びレセプションに必要な記念品を手配すること。

（ア）釜山広域市への記念品の準備：赤間硯（指定金額：220,000円）

（イ）配布用記念品タンブラー&タオルセット（指定金額：500,000円）

（ウ）配布用記念品Tシャツの準備（指定金額：500,000円）

（2）植樹・記念碑設置式セレモニーの手配

日程：令和8年8月12日（水）～14日（金）のいずれか1日

場所：下関市立美術館

内容：セレモニー開催に必要な物品（記念碑序幕、スコップ、手袋等）
を手配すること。※記念樹及び記念碑は手配不要

（3）フォトグラファー手配（指定金額：250,000円）

訪問団に同行するフォトグラファーを1名手配すること。

※活動日

①釜山広域市訪問団受入時

②釜山広域市訪問時

- ・同行する場面については国際課と協議の上決定すること。
- ・撮影した写真データの提供とアルバム3冊作成すること。

（4）国旗の手配

以下の国旗を手配すること。

国旗の種類	仕様	数量
日本国旗 掲揚旗	140cm×210cm 生地：エクスラン、紐付き	1
日本国旗 掲揚旗	120cm×180cm 生地：エクスラン、紐付き	1

日本国旗	90cm×135cm 生地：エクスラン	1
韓国 掲揚旗	140cm×210cm 生地：エクスラン、紐付き	1
韓国 掲揚旗	120cm×180cm 生地：エクスラン、紐付き	1
韓国国旗	90cm×135cm 生地：エクスラン	1

(5) その他諸雑費（指定金額：50,000円）

その他、消耗品費等の事業の円滑な遂行に必要な諸雑費を支払うこと。

7. 特記事項

- (1) 業務の実施に当たっては、事前に市と協議及び調整を行い、業務に支障がないように留意すること。また、関係者と相互に連絡及び協調し、業務を円滑に遂行するように努めること。
- (2) 業務の遂行に必要なとなる設備及び人員等に係る経費は、全て契約金額に含まれるものとする。
- (3) 仕様書に記載する期間、日数及び人数は目安とし、記念行事参加者や来関者、公式訪問団の行程や人数等に合わせて委託料の範囲内で決定すること。
- (4) この仕様に定めのない事項及び業務上の疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議するものとする。
- (5) 契約当事者の協議により、仕様書の業務内容と実施した業務内容との間に異動があり、その業務の実施に要した額が契約金額に満たないときは、契約金額を当該業務の実施に要した額に減額する。
- (6) 指定金額については、業務終了後、契約額の範囲で精算すること。